



鳥取県公報

令和6年1月12日（金）
第9561号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（11）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	国土調査の成果の認証（12）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	地域森林計画の決定（13）（林政企画課）・・・・・・・・・・ 2
	地域森林計画の変更（2件）（14・15）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除（16）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定の解除予定（17）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業者の指定（18）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3
	出納員の権限に属する事務の一部の委任（19）（会計指導課）・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定（産業未来創造課）・・・・・・・・・・ 4
	公の施設の指定管理者の指定（2件）（生産振興課）・・・・・・・・・・ 4
	公の施設の指定管理者の指定（水産振興課）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目13-27	ファーマシィ薬局米子センター	米子市車尾四丁目14-15	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和5年12月11日

鳥取県告示第12号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の 名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日野町	令和3年度及び令和4年度	日野町（福長の一部（20213140201））の地籍図及び地籍簿	日野町福長の一部	令和6年1月12日
〃	〃	日野町（中菅の一部（20213140202））の地籍図及び地籍簿	日野町中菅の一部	〃
〃	〃	日野町（三谷の一部（20213140203））の地籍図及び地籍簿	日野町三谷の一部	〃
〃	〃	日野町（舟場の一部（20213140204））の地籍図及び地籍簿	日野町舟場の一部	〃

鳥取県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北栄町妻波字大西浜1380の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第17号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字駒帰字櫛波口上エ406の1・字扇畑456の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	鳥取県済生会介護医療院なでしこ境港	境港市米川町44	令和6年1月1日	短期入所療養介護

鳥取県告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

- (1) 県営住宅の家賃（水道料金を含む。）及び駐車場に係る使用料の収納事務
- (2) 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納事務
- (3) 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用の収納事務
- (4) 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

会計年度任用職員 林 宣夫

3 委任期間

令和6年1月19日から同年3月31日まで

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
とっとりバイオフィロンティア	公益財団法人鳥取県産業振興機構 代表理事 岡村 整諮 鳥取市若葉台南七丁目5-1	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立とっとり花回廊	とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム 代表者 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 鳥取市相生町四丁目411	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立鳥取二十世紀梨	一般財団法人鳥取県観光事業団	令和6年4月1日から

記念館	理事長 安田 達昭 鳥取市相生町四丁目411	令和11年3月31日まで
-----	---------------------------	--------------

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立とっとり賀露かっこ館	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 鳥取市相生町四丁目411	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで